



鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)
号外第42号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習課）..... 1
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域課）..... 2
	傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（捜査第一課）..... 4

教育委員会規則

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 合 善 江

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則（昭和54年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料の減免の申請）</p> <p>第13条 生涯学習センターの使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2 次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、前項の減免申請書の提出と併せて、当該各号に定める書面を提示しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県立生涯学習センターの項第2号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面</u></p> <p><u>（2） 減免規則第2条の表鳥取県立生涯学習センター</u></p>	<p>（使用料の減免の申請）</p> <p>第13条 生涯学習センターの使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p>

の項第3号に掲げる事由 介護保険被保険者証

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第6号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県鳥取警察署	略			鳥取県鳥取警察署	略		
	湖山町交番	鳥取市湖山町西四丁目	鳥取市のうち 湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、秋里の一部（千代川以西）、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水		湖山町交番	鳥取市湖山町西四丁目	鳥取市のうち 湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、秋里の一部（千代川以西）、千代水一丁目、千代水

		三丁目、千代水四丁目、安長の一部(千代川以西)、南安長一丁目、南安長二丁目、南安長三丁目、南栄町
略		
鳥取市布勢警察官駐在所	鳥取市布勢	鳥取市のうち布勢、岩吉、五反田町、桂見、足山、里仁、良田、高住、徳尾の一部(一般国道53号鳥取南バイパス以西)、徳吉の一部(一般国道53号鳥取南バイパス以西)、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目
略		
鳥取市嶋警察官駐在所	鳥取市嶋	鳥取市のうち嶋、宮谷、大楠、野坂、下段、大塚、上原、尾崎、榎原、松上、上段、細見、河内、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路
鳥取市古海警察官駐在所	鳥取市緑ヶ丘一丁目	鳥取市のうち徳尾の一部(一般国道53号鳥取南バイパス以東)、徳吉の一部(一般国道53号鳥取南バイパス以東)、緑ヶ丘一丁目、古海、菖浦、服部、野寺
略		
略		
鳥取県倉吉警察署	略	
	上灘交番	倉吉市東巖城町
略		
鳥取県八橋警察署	略	
	大栄町由良宿警察官駐在所	大栄町大字由良宿
		大栄町のうち大字由良宿の一部(西日本旅客鉄道株式会社山陰本線(以下単に「山陰本線」という。)以北)、大字妻波の一部(山陰本線以北)、大字大谷の一部(山陰本線以北)

		三丁目、千代水四丁目、安長の一部(千代川以西)、南安長二丁目、南安長三丁目、南栄町、徳吉の一部(通称南城北団地)
略		
鳥取市布勢警察官駐在所	鳥取市布勢	鳥取市のうち布勢、岩吉、五反田町、桂見、足山、里仁、良田、高住、徳尾の一部(一般国道53号以西)、徳吉の一部(一般国道53号以西及び西日本旅客鉄道株式会社山陰本線(以下単に「山陰本線」という。)以北(通称南城北団地を除く。))、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目
略		
鳥取市嶋警察官駐在所	鳥取市嶋	鳥取市のうち嶋、宮谷、大楠、野坂、下段、大塚、上原、尾崎、榎原、松上、上段、細見、河内
鳥取市古海警察官駐在所	鳥取市古海	鳥取市のうち徳尾の一部(一般国道53号以東)、徳吉の一部(一般国道53号以東で、かつ、山陰本線以南)、古海、菖浦、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路、服部、野寺
略		
略		
鳥取県倉吉警察署	略	
	竹田橋交番	倉吉市東八屋
略		
鳥取県八橋警察署	略	
	大栄町由良宿警察官駐在所	大栄町大字由良宿
		大栄町のうち大字由良宿の一部(山陰本線以北、大字妻波の一部(山陰本線以北))、大字大谷の一部(山陰本線以北)

鳥取県米子警察署	略			鳥取県米子警察署	略		
	東福原交番	米子市東福原一丁目	米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、 車尾、車尾一丁目、車 尾二丁目、車尾三丁目、 車尾五丁目、東福原一 丁目、東福原二丁目、 東福原三丁目、東福原 四丁目、東福原五丁目、 西福原一丁目、西福原 二丁目、西福原三丁目、 西福原四丁目、西福原 五丁目、西福原の一部 (米川以南)、 <u>観音寺、 中島一丁目、中島二丁 目</u>		東福原交番	米子市東福原一丁目	米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、 車尾、車尾一丁目、車 尾二丁目、車尾五丁目、 東福原一丁目、東福原 二丁目、東福原三丁目、 東福原四丁目、東福原 五丁目、西福原一丁目、 西福原二丁目、西福原 三丁目、西福原四丁目、 西福原五丁目、西福原 の一部(米川以南)、 <u>観音寺、中島</u>
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第7号

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍受令状を請求すること等ができる司法警察員)</p> <p>第1条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長、<u>捜査第二課長及び暴力団対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(傍受令状を請求すること等ができる司法警察員)</p> <p>第1条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長及び<u>捜査第二課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</u></p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

